【定期積金規定】

１．（掛金の払込み）

この積金は、表面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書を持参してください。

２．（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

３．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、表面記載の利回による遅延利息をいただきます。

４．（給付補填金等の計算）

(1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、初回払込日からの期間が12か月未満のものは解約日における普通預金利率、初回払込日からの期間が12か月以上のものは約定年利回りの60％相当分（小数点３位以下切捨て、ただしこの利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は当該普通預金利率）により計算します。

② 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について上記①と同様の利率の算出方法により計算します。

③ この計算の単位は１円とします。

５．（先払割引金の計算等）

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回に準じて計算します。この場合、先払日数６日以上のものに限ります。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

６．（満期日以後の利息）

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

７．（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第８条第２項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第８条第２項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの積金の申込をお断りするものとします。

８．（解約等）

(1) この積金を解約するときは、定期積金証書裏面の受取欄に届出の印章により、記名押印して当行本支店いずれかの店舗に提出してください。

(2) 次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金を停止し、または積金契約者に通知をすることによりこの積金を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

⑶ 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

９．（届出事項の変更、証書の再発行等）

⑴ この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店いずれかの店舗に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

⑵ この証書または印章を失った場合の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当期間をおき、また保証人を求めることがあります。

10.（印鑑照合）

この証書または諸届その他の書類に使用された印影を届出たうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

なお、積金契約者は、盗取された個人のお客さま名義の証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11.（盗難通帳等による払戻し等）

⑴ 盗取された個人のお客さま名義の証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当行に対し

て当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

② 当行の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、この個人のお客さま名義の証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された個人のお客さま名義の証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと

B 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 積金契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 個人のお客さま名義の証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第２項の規定にもとづき補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第２項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された個人のお客さま名義の証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(8) 本条の規定は、法人のお客さま名義の証書には適用されません。

12. （成年後見人等の届け出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏

名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

(4) 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前４項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. （保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. （譲渡、質入れの禁止）

この積金は、譲渡または質入することはできません。

15. （規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上